

家事事件等書類交付等申請書

神戸家庭裁判所 ☐ 支部 ☐ 浜坂出張所 御中		受付印		
下記の事件の書類（番号に○印を付し、□に印を付したものを）申請者に交付（送付）してください。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 （住所） 神戸市兵庫区○○1-2-3 （日中連絡のとれる電話番号） 090-○○○○-○○○○ 申請者 神戸 太郎 印		【記載例】 相続放棄申述受理証明書の申請 （申述人本人からの申請の場合）		
事件番号	☐ 平成 ○ 年（家 ） 第 ○○ ☒ 令和	収入印紙貼付欄		
1	☐ 審判書 ☐ 調停調書 （ ☐ 謄本 ☐ 正本）	住所、日中連絡のとれる電話番号、氏名を記載し、押印（認め印可、スタンプ印不可）してください。		
2	☐ 審判書 ☐ 調停調書 省略謄本（戸籍届出用）			
3	☐ 審判書 ☐ 調停調書 抄本（年金分割申請用）			
4	☐ 審判書 ☐ 調停調書 （ ☐ 謄本 ☐ 正本） 送達済み			
5	確定証明書	超過した収入印紙を貼付し、超過分を放棄する場合は、「余分な収入印紙は放棄します。」の箇所に押印してください。		
6	申立日証明書			
7	事件係属証明書			
8	☒ 相続放棄申述受理 （ ☒ 証明書 ☐ 謄本）	1通	余分な収入印紙は放棄します。 ⑨	
9	☐ 相続限定承認申述受理 （ ☐ 証明書 ☐ 謄本）	通		
10	遺言書検認期日調書 （ ☐ 謄本 ☐ 抄本（遺言書写し部分））	通		
11	事件終了証明書	通		
12	・申請は、申述人本人または代理人弁護士によることが原則です。 ・裁判所に住民票等を提出する場合には、<u>個人番号（マイナンバー）の表示のないもの</u>を提出してください。 【郵送申請の場合の添付書類等】 ①手数料：証明書1通につき、収入印紙150円分 ②返送用の封筒（宛名を書いたもの） ③返送用の郵便切手（普通郵便の場合で証明書10通まで110円分） ④現在の氏名や住所が審判書記載の内容と異なる場合は、そのつながりの分かる資料（戸籍謄本、住民票等） 【裁判所来庁申請の場合の添付書類等】 ①手数料：証明書1通につき、収入印紙150円分 ②申請者（申述人）の身分証明書（運転免許証、パスポート等） （身分証明書の記載が、申述時の氏名・住所と異なる場合には、そのつながりの分かる戸籍謄本、住民票等が必要になります。） ③認め印			
13				
14				

※ 太枠内に所要事項を記載してください。